

上田地域観光プロモーション動画コンテスト実施要綱

(目的)

第1条 上田地域の魅力を映像により国内外に発信し、アフターコロナを見据え新たなファン層の獲得を目指し、観光産業の復興につなげるため新たな視点、新たな感性による動画作品をコンテスト形式で募集する「上田地域観光プロモーション動画コンテスト」(以下「コンテスト」という。)を行うに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施)

第2条 コンテストは次により募集を行い、応募作品から表彰する。

- (1) コンテストの募集内容は、別に定める「上田地域観光プロモーション動画コンテスト募集要項」に基づき実施する。
- (2) コンテストに応募された動画作品から、審査により最優秀賞1作品、優秀賞4作品を決定する。
- (3) 前号の受賞作品は、上田地域振興局ホームページに掲載のほか観光PRに活用する。

(表彰及び受賞者特典)

第3条 表彰は次の各号に定めるものとして、受賞者には特典を授与する。

- (1) 最優秀賞 1作品 賞状及び副賞として10万円相当の特産品等
- (2) 優秀賞 4作品 賞状及び副賞として5万円相当の特産品等

(審査方法)

- 第4条 前条の表彰の選考にあたっては、上田地域振興局長及び管内市町村観光担当課、市町村観光協会から推薦があり、上田地域振興局長が委嘱した者で構成する上田地域観光プロモーション動画コンテスト審査委員会が審査を行う。また審査の詳細については別に定めるものとする。
- 2 審査結果は最終的なものであり、応募者から審査結果に対して異議申し立てなど見直しの請求は一切行えないものとする。
 - 3 審査を適正に実施するため、上田地域の観光事情や観光映像製作の技術面及び著作権等の法令等に精通した者を特別審査員として、上田地域振興局長が指定することができる。

(失格)

第5条 次に該当する又は該当するおそれがあると判断した応募作品は、応募者に通知することなく、失格とする。

- ア 国及び地方公共団体の法令、条例等に違反するもの
- イ 公序良俗に反するもの又は個人、企業や団体などを中傷したりプライバシーを侵害するもの
- ウ 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの
- エ 商品や企業などの宣伝、政治目的、宗教勧誘等、特定の主義主張の宣伝又は勧誘を意図するもの
- オ 3分を超える作品、私有地や立入禁止区域内に進入又は撮影されたものなどその他主催者が

不適切と認めたもの

(著作権の帰属)

第6条 応募作品の著作権は応募者に帰属する。ただし、上田地域振興局及び上田地域振興局が認めた団体（上田市、東御市、長和町及び青木村を含むがこれに限らない。）、メディア、報道機関等（以下「上田地域振興局等という。」）は応募者の許諾を要することなく、応募作品を無償かつ無期限でホームページ、SNS、YouTube等動画投稿サイトにおける配信、上映、放映、報道、イベントにおけるPR等への利用及び利用のため複製、領布、編集（字幕・ナレーションの追加、静止画、切り出し等）することをできることとする。

(権利侵害)

第7条 応募者は、応募作品の肖像権、著作権、その他知的財産権について、前条により上田地域振興局等が利用及び利用のため複製、領布、編集することが第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとし、上田地域振興局等は一切の責任を負わないものとする。また、第三者からの権利侵害、損害賠償などの苦情・異議申し立てなどがあつた場合、応募者が費用負担等を含め全て対処することに同意したものとみなすこととする。

(制作費用等)

第8条 応募動画作品の制作、応募及び動画データの提供に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(受賞者特典の返還)

第9条 応募内容や応募作品に関して、虚偽や違反行為があり入賞を取り消された場合、応募者に副賞に相当する金額の返還を求めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 個人情報の収集は、長野県個人情報保護条例に基づき実施するものとし、必要な限度内で収集し、原則として本人から収集するものとする。

2 応募者の個人情報は、コンテストの実施に関する事務のみに使用し、長野県個人情報保護条例で定める場合を除き、収集目的以外に利用または提供をしないものとする。

2 保有する必要がなくなった個人情報は、確実かつ速やかに抹消する。

附則

本要綱は、令和4年9月27日から施行する。